

地方独立行政法人新小山市民病院定款

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 役員及び職員（第7条—第10条）

第3章 理事会（第11条—第14条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第15条—第17条）

第5章 資本金、出資及び資産（第18条・第19条）

第6章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、小山市及び地域の医療機関と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人新小山市民病院（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、小山市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の事務所の所在地は、小山市大字神鳥谷2251番地1とする。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人に、役員として、副理事長1人を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは理事長があらかじめ定める順位によりその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は小山市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(役員任期)

第9条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(職員に関する事項)

第10条 法人職員の職の種類、職務及び任命その他法人職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第3章 理事会

(設置等)

第11条 法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(招集)

第12条 理事会は、理事長が必要と認める場合に招集する。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、理事長以外の理事会を組織する者の3分の1以上のもの又は監事から、会議の目的たる事項を記載した書面を付して理事会開催の求めがあったときは、理事会を招集しなければならない。

ない。

(運営)

第13条 理事会に議長を置き、理事長の職にある者をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事会を組織する者の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 理事会が定める重要な予算の執行に関する事項

(5) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 法人の規程の制定又は改廃に関する事項(理事会が定める軽易な改廃を除く。)

(7) 前各号に掲げるもののほか理事会が定める重要事項

第4章 業務の範囲及び執行

(病院の設置)

第15条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

病院の名称	所在地
新小山市民病院	小山市大字神鳥谷2251番地1

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療を提供すること。

(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 医療に関する従事者の研修を行うこと。

(4) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。

(5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第17条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第5章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第18条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により小山市から法人に対し出資されたものとされる金額及び法人の成立の日後に小山市から法人に出資された金額の合計額とする。

2 小山市から法人に出資された財産のうち土地については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第19条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、小山市に帰属する。

第6章 雑則

(規程への委任)

第20条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による栃木県知事の認可のあった日から施行する。

別表（第18条関係）

土地

所在地	面積（㎡）
小山市大字神鳥谷字足形2251番1	46,946.37